

【横浜市就職サポートセンター インターンシップのお申し込みに関して】

【プロジェクト応募条件】

- ① 原則横浜市内に事業所のある企業であること。
- ② 採用予定のある企業であること。

【除外企業】

- ① 過去2年間に、労働基準監督署より是正命令を受けた事業者。
- ② 行政処分期間中の事業者。
- ③ 風営法対象業種、刑法で禁じられた行為への関与が予想されうる業種・業態・事業者、消費者トラブル等を招きやすい勧誘等を行う事業者。

【実習生受け入れ開始後の注意事項】

- ①実施日数：原則10日以内

※原則1日8時間を超えての実習は行うことができません。

※6時間を超える実習の場合、実施時間以外に1日45分以上の休憩時間をとらせてください。

・1週間の実習時間が40時間以下であること（起算日は日曜日とし週5日以下）

- ② 実習生は就職活動と実習を並行することができますので、実習期間中でも他社で就職内定が出た場合、即日終了となる場合があります。
- ③ 出張・宿泊を含む実習はできません。
- ④ 原則、実習生は金銭・有価証券などの取扱いはできません。
- ⑤ 自動車等の車輛の運転をさせてはいけません。
- ⑥ 危険な作業と思われる実習は避けてください。

以上